

令和6年6月12日(水)
香川県広域水道企業団 財産契約課
担当者：樋口、地下
ダイヤルイン：087-826-6114

入札参加有資格業者を指名停止

1 事案の概要

株式会社魚国総本社は、名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和6年5月22日、公正取引委員会から独占禁止法の規定に基づき排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

このことは、香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領別表6の項（2）に該当するため、同要領第2条第1項に基づき、指名停止を行う。

2 指名停止業者の名称・所在地・指名停止期間

業者名等	指名停止期間
株式会社魚国総本社 代表取締役 田所 伸浩 大阪府大阪府中央区道修町一丁目6番19号	令和6年6月12日 ～令和6年12月11日 (6月間)

3 指名停止業者と企業団との契約状況（平成30年度以降）

実績なし

○香川県広域水道企業団物品の買入れ等に係る指名停止等措置要領（抄）

別表（第2条—第5条・第10条関係）

措置要件	期間
(独占禁止法違反) 6 次に掲げる区域内において、業務に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第8条第1号の規定に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき（次項に掲げる場合を除く。） (1) 県内 (2) 県外	当該認定をした日から 12月以上24月以内 6月以上12月以内